

- 収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。
- ご来場の際は、感染対策を徹底のうえお越しください。

健康メモ

心不全パンデミックについて

心不全は、心臓が悪いために息切れやむくみが起こり、だんだん悪くなって命を縮めるという病気です。一方、新型コロナウイルスのまん延により「パンデミック」が感染症の世界的な大流行を表す言葉であることがよく知られるようになりました。

それでは、感染症ではない心不全に対して、なぜ「心不全パンデミック」という言葉が使われるようになったのでしょうか。

現在、心不全を含む心疾患は日本人の死亡原因の第2位で（第1位はがん）、心不全と診断されてから5年間生きられる人も半数しかいません。高齢化社会に伴い、今後急速に非常に多くの方が心不全にかかる時代が来ると予想されていることから、最大限の危機感を表す意味で「心不全パンデミック」という言葉が使われるようになりました。心不全は心筋梗塞、心臓弁膜症、不整脈、心筋症など全ての心疾患がその原因になり、発症すると一旦良くなっても再び悪くなり、最後は死に至ります。また、高血圧症や糖尿病、腎不全といった病気は心不全の発症や進行に大きな影響を及ぼします。心不全に陥らないように日ごろから高血圧症や糖尿病、腎不全の予防や治療を心掛け、ご自身の身を守るように努めてください。

堺市医師会

結核は過去の病気ではありません 無料の検診を受けましょう

国内では、毎年約1万3,000人が発病しています。検診日程・会場・申込方法など詳しくは保健センターへお問い合わせください。

対象 40歳以上の方

問 保健センター (☎FAX区版1ページ)か 感染症対策課 (☎222-9933 FAX222-9876)

ジェネリック医薬品に替えませんか

ジェネリック医薬品は先発医薬品(最初に開発された薬)の特許終了後に販売されるお薬です。

▷先発医薬品と同等の有効性・安全性がある

▷安価なため医療費が節減される

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

問 国民健康保険課 (☎228-7522 FAX222-1452) 後期高齢者医療制度は 医療年金課 (☎228-7375 FAX222-1452)

福祉

障害者スポーツ・レクリエーション大会参加者を募集



日時 11月3日(祝日)9時30分~12時30分(雨天中止)

場所 大泉緑地球技広場(北区金岡町128)

対象 市内在住・在勤・在学の方

要申込 9月5~22日に問か区役所地域福祉課・区役所市政情報コーナーにある申込書を問へ

実施種目など、詳しくは申込書参照

問 障害施策推進課 (☎228-7818 FAX228-8918)

児童発達支援センター 来年度の入園を受け付け



▷第1・2もず園(西区上野芝町2丁4-1)

▷第1・2つばみ園(南区城山台5丁1-4)

対象 運動機能、その他の発達に遅れや偏りのある市内在住の未就学児

要申込 10月3~31日

詳しくは市HP(QRコード)参照



問 障害支援課 (☎228-7411 FAX228-8918)

堺老人福祉センターで 楽しく学べます

10月~来年3月(全20回)に行う講習会の受講者を募集します。

① 手芸	月曜日・午後
② 茶道	火曜日 午前
③ 華道	火曜日 午後
④ 踊り	水曜日・午後

場所 堺老人福祉センター(堺区協和町3丁128-4)

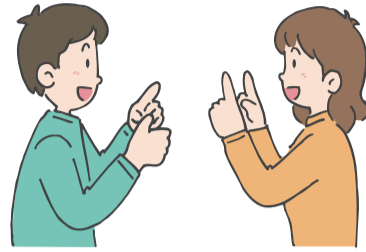
対象 市内在住の60歳以上の方

有料 材料費(④のみ無料)

要申込 9月9日までに直接か往復はがきで堺老人福祉センター(〒590-0822 堺区協和町3丁128-4)へ抽選

問 同センター (☎244-7155 FAX243-4078)

聴覚に障害のある方 手話などで相談できます



聴覚障害者相談員が日常・社会生活上の相談をお受けします。

要予約 来庁日時をFAXで問へ

問 区役所地域福祉課 (☎FAX区版1ページ) 障害施策推進課 (☎228-7818 FAX228-8918)

介護予防のための げんきあっぷ教室



日程 10~12月

場所 各老人福祉センター

対象 65歳以上で、要支援・要介護認定を受けていない方

要申込 次の期間に問へ

▷堺・中・西・美原区=9月1~7日

▷東・南・北区=9月8~14日

問 長寿支援課 (☎228-8347 FAX228-8918)

年金・保険

後期高齢者医療制度のお知らせ

■後期高齢者医療保険被保険者証 9月中旬以降に10月1日から使用できる被保険者証(黄色)を送付します。

10月1日以降は、現在ご使用の被保険者証(水色)は使わないでください。

なお、10月から使用する被保険者証の窓口負担割合が1割から2割に移行した方は、配慮措置として令和7年9月30日までの月々の外来診療分が、窓口負担額の増加を最大3,000円までに抑えられます。

■2割負担になる方は事前に申請を

対象 2割負担に移行し、高額療養費の振込口座が未登録の方 事前口座登録依頼書を大阪府後期高齢者医療広域連合から9月下旬に送付します。

問 同広域連合 (☎06-4790-2028 FAX06-4790-2030)か 区役所保険年金課 (☎FAX区版1ページ)

国民年金 第3号被保険者の届け出を

▶国民年金の第3号被保険者とは? 会社員や公務員など国民年金の第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(原則として年収が130万円未満の方)。

▶第3号被保険者の保険料は? 保険料をご自身で納付する必要はありません。その期間は、納付済期間として将来の年金額に反映されます。

▶どこに届けるの?

▷配偶者(第2号被保険者)に扶養されることになった場合

配偶者の勤務する会社(事業主)に第3号被保険者の届け出をしてください。

▷配偶者(第2号被保険者)の退職や、本人の収入の増加(年収130万円以上)などにより配偶者の扶養から外れた場合

第3号被保険者から第1号被保険者に変更になりますので、区役所保険年金課に種別変更手続きの届け出をしてください。

問 堺東年金事務所(☎238-5101)か 区役所保険年金課 (☎FAX区版1ページ)

税金

災害で被害を受けられた方へ 固定資産税などを減免

震災や風水害、火災などで被害を受けた方は、申請により減免を受けられる場合があります。減免を受けるには、納期限までに申請書などの提出が必要です。

①固定資産税・都市計画税

被災により家屋・償却資産が損傷を受け価値が減少する、土地が使用不能になるなどした場合 被災状況に応じて税額の20~100%を減免

②個人市民税・府民税

納税義務者が所有する住宅や家財などが被災した場合

被害の状況などに応じて税額の12.5~100%を減免(保険などで補てんされる金額を除く。損害金額や所得金額による制限あり) 詳しくは問へ

問 ①は固定資産税課 (☎FAX区版1ページ) ②は市民税課 (☎FAX区版1ページ)

災害や病気などで 納税が困難な時はご相談を

納税者が震災や風水害など天災による被害を受けたり、自身や家族が病気やけがのため多額の出費をした場合など、特別な事情で市税の納付が困難なときは、1年間を限度に納付時期を延ばしたり、分割して納付するなどの納税猶予の制度があります。詳しくは問へ

問 納税課 (☎FAX区版1ページ)